

ハーモニ

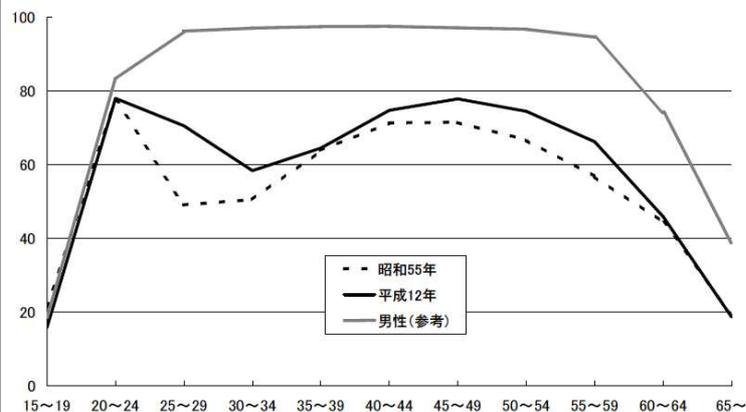


(第5号)

発行：下田市役所企画財政課 編集協力：男女共同参画社会の実現を目指す市民懇話会
電話 22 - 2212 FAX22 - 3910 メール kikaku@city.shimoda.shizuoka.jp

「M字型曲線」が特徴的！ グラフで見る女性の就業状況！

女性の年齢階級別労働力率の推移（静岡県）



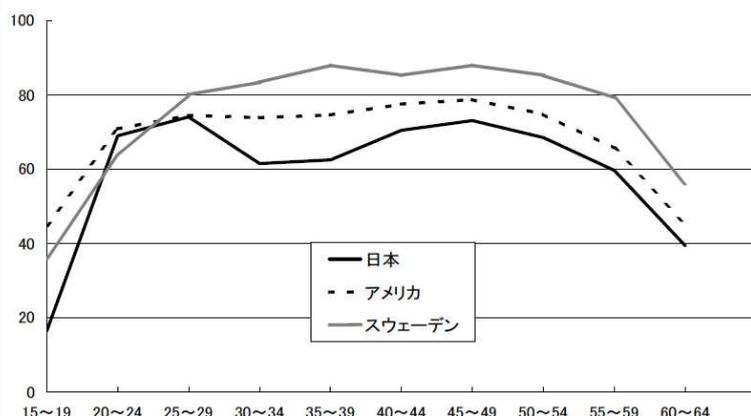
男性は25歳から59歳くらいまではほぼ一定した状態となっていますが、女性は、25歳から39歳くらいまでが低く、40歳くらいから再び上昇しています。いわゆる「M字型曲線」と呼ばれ、男女共同参画を考える代表的なグラフとなっています。

女性の労働力率をグラフで見た場合、25歳から39歳くらいまでの低下が目立ちます。これは、女性が結婚、出産、子育てなどを迎える時期と一致しており、女性にとって離職等の大きな決断を迫られていることがわかります。

もちろん「就業することが良い」ということではなく、「育児や家事に専念する」「少しの間仕事を休んで復帰する」「できるだけ仕事を続ける」など、様々な生き方が認められることが大切です。そしてその選択や決断は、育児や家事は女性の役割といった性別による固定的な役割分担に基づくものではなく、本人の意思に基づいて実現できることが重要であり、そのための環境づくりが求められています。

女性の年齢階級別の労働力率を国際的に比較した場合、日本ではいわゆる子育て期に労働力率の低下が見られますが、欧米においては、特別な落ち込みは見られません。（逆U字曲線となっています）
日本のM字曲線は、国際的にみると「当たり前」なことではありません。

女性の年齢階級別労働力率の国際比較（平成16年）



『仕事と子育ての両立支援が少子化対策に重要！』 = 政府調査会報告 =

「少子化と男女共同参画に関する専門調査会」がまとめた「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書」によると、『働く女性が多い県ほど出生率が高い』という報告が示されました。どの都道府県でも合計特殊出生率は低下傾向にありますが、「出生率、その減少率、働く女性の割合」の3つの数値で分類した結果、上記のような傾向となったものです。



都道府県別にみた出生率と女性の労働力の関係

出生率が高めで女性 有業率も高い県	青森県、岩手県、山形県、福島県、群馬県、富山県、福井県、山梨県、長野県、 静岡県 、三重県、鳥取県、島根県、佐賀県、熊本県、宮崎県
出生率が低めで女性 有業率も低い県	北海道、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、徳島県、愛媛県、福岡県

出生率・有業率が高い自治体では、「適正な労働時間」「家族による世代間支援」「社会の多様性寛容度（女性の社会参加）」、「社会の安全・安心度」「地域の子育て環境」などが特に高い数値を示しており、仕事と子育ての両立がしやすい環境が整っている自治体で出生率が高くなっていることがわかりました。少子化の進行や労働力の確保といった課題に対応するためには、「仕事と子育ての両立支援」が重要な視点であるということが言えるのではないのでしょうか。

Column【コラム】

男女共同参画は日本を救う

今、日本社会は大きな転回点にある。グローバル化、IT化などの波に晒され、経済の構造改革に必死に取り組んでいる。経済の構造改革が進むと、従来の制度や意識との間で様々なひずみが生じてくる。男女共同参画は、このひずみがもたらす弊害を乗り越えて、男女ともお互い活き活き暮らせる社会を目指すものである。

女性を活用している企業ほど成長率が高いというデータがある。新しい経済では、顧客の求めるものを察知するという女性的能力を活用しなければ、企業自体が立ち行かなくなっている。家族の分野では、仕事形態が多様化し、一人の稼ぎで妻子を養う自信を持てる男性は少なくなっている。「男は仕事、女は家事」という形態を守っていたのでは、結婚したくてもできない男女が増えてしまう。専業主婦、共働き、そして専業主夫など、夫婦の実状にあった分業形態が可能になれば、結婚、出産がしやすくなる。経済構造が変化しているのに、男女共同参画が進まないから少子化が起きているのだ。

経済の構造改革と男女共同参画は、社会発展のための車の両輪のようなものである。男女共同参画なしに構造改革だけ進めてもうまくいかない。男女共同参画は日本社会を救うのである。



東京学芸大学教育学部教授
山田 昌弘さん

出典：「男女共同参画の広報のために」（男女共同参画の広報啓発に関する研究会 編）



輝いています！

伊豆急行株式会社 運転士 小林みどりさん

今回紹介するきらり輝いている女性は、伊豆急行の運転士、小林さんです。リゾート21やスーパービューを凛々しく運転する女性の運転士さん、今やすっかり定着しています。時代の最先端となった女性運転士への挑戦について、小林さんにお話を伺いました。

Q: どんなきっかけで運転士を目指そうと？

「伊豆急行への就職を考える中、いずれは運転士になれたらいいな、と思っていました。ちょうど会社の第1期の女性運転士養成時期と重なり、入社試験の時に会社から運転士への希望を聞かれ、迷わずに手を上げました。『私以外に誰がやる！』と思いました。」

ばっちり



Q: 女性の運転士さんは？

「私は平成7年、第2期生として運転士に。現在、運転士は34名在籍し、女性は3名です。有資格者は6名いますが、出産等で3名は駅業務などについています。」



Q: 女性であることで特に心がけていることはありますか？

「仕事内容や勤務体制、乗務する電車も男性とまったく同じです。『女性だから』はなく、必要なのは『プロの運転士』という意識です。当然のことですが、安心してご乗車いただくために、指差喚呼なども、確実に、はっきりと行うよう心がけています。」

Q: 楽しいこと、辛いことはどんなことでしょうか？

「楽しいことは、大好きな電車の運転が続けられていること。辛いことはないです、大好きな仕事ですから。たくさんのお客様をお乗せするということの責任感、プレッシャーは感じていますが、これは当たり前のことです。」

Q: 仕事を続けていくため、周りの協力も大きいのでは？

「仕事を続けてこられたのは、夫や家族の理解と協力のおかげ。大好きな仕事ができる環境を作ってくれることにとても感謝しています。夫も運転士なので、仕事の面でも、家庭生活でもとても素晴らしいパートナーです。今後いろいろなことがあると思いますが、この仕事を続けていきたいと思います。」



Q: これからの目標は？

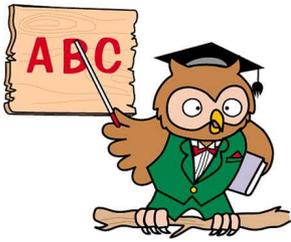
「今の目標は、伊豆急線を走る御乗用列車を運転することです。これは社内で認められた運転士しかできません。経験を積み、運転技術を磨いて、御乗用列車運転士女性第1号を目指します。」



Q: これから社会進出を目指す女性の方々に一言？

「人生は一度きりです。男性とか女性とかではなく、自分のやりたいこと、信じたことに信念を持って挑戦し、やり続けていこうとすることが大切ではないかと思います。」

【取材後記】 お忙しい勤務の合間、凛々しい制服姿でインタビュー。自分の信念に向かってまっすぐチャレンジ。そこには「男女」など微塵も感じません、あるのは「自分らしく」生きていることに自信を持っている明るさでした。「清水の舞台から飛び込むような決断をしたのでは」と考えるのは聞き手の私たち。でも世の中では、まだこういうことを「挑戦」といいます。お会いする先駆者の皆さんは、みんなきらり輝いています。輝きつづけてください。



平成 19 年 4 月「男女雇用機会均等法」が変わります！

職場に働く人が性別により差別されることなく、また働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境の整備のため、男女雇用機会均等法が改正され、平成 19 年 4 月から施行されます。今回は、その概要をご紹介します。

性別による差別禁止の範囲の拡大

・男性に対する差別も禁止されます！

女性に対する差別の禁止が男女双方に対する禁止に拡大されます。

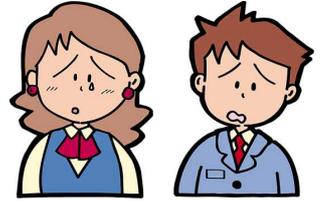
・禁止される差別が追加、明確化されます！

降格、職種変更などの雇用形態の変更、退職勧奨、雇止め、業務配分などが追加されます。

・間接差別が禁止されます！

間接差別（以下の措置は、合理的な理由がない場合禁止されます。）

募集、採用で、労働者の身長、体重又は体力を要件とする、コース別雇用管理における総合職の募集・採用で、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とする、昇進で、転勤の経験があることを要件とする



妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止

・解雇に加え、その他不利益取り扱いも禁止されます！

不利益取り扱い例：解雇・雇止め、減給・賞与等の不利益な算定、退職、契約内容変更の強要、不利益な配置の変更、降格

・妊娠中・産後 1 年以内の解雇は、「妊娠・出産・産前産後休業等による解雇でないこと」を事業者が証明しない限り無効となります！



母性健康管理措置

事業主は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するとともに、妊産婦が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするための措置（時差通勤、休憩回数の増加、勤務時間の短縮、休業等）を講ずることが義務となります。

男女雇用機会均等法について、もっと詳しく知りたいときは

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/> をご覧ください。

男女雇用機会均等法やこれらに関する問題の問い合わせ・相談は下記へ

静岡労働局 雇用均等室 電話 054-252-5310（平日 8:30～17:15）

HP <http://www.shizuokarodokyo.go.jp/>

「雇用均等室」は、職場での差別や不利益な取り扱い、セクハラ、育児・介護休業、パートタイム労働などについてのご相談を受け付ける窓口です。



男女共同参画情報紙「ハーモニー」は、下田市役所ホームページでもご覧いただけます。

アドレス <http://www.city.shimoda.shizuoka.jp/> 下田市役所(Top 行政 男女共同参画)